

災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

江戸川区（以下、「甲」という。）と〇〇〇（以下、「乙」という。）は、次の物件の災害時における自動販売機販売品の無償提供の取扱いについて、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

物件番号	公園名 ^{注1)}	所在地 ^{注1)}

注1) 対象物件を設置する公園については協定の期間中に変更する可能性がある。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害等（以下、「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が本件自動販売機を設置した公園の利用者等の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、利用者等の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断した場合は、乙に対して書面により協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、乙に対して電話等により協力を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対して後日速やかに協力の要請に係る書面を提出する。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力するものとする。

（1）本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。

（2）本件自動販売機の取扱いについて、甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。

（3）その他、甲乙協議のうえ必要があると認めたこと。

2 乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の操作方法を記載した書面、鍵等を、あらかじめ甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

（費用負担）

第4条 本協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本件自動販売機設置について別に出される公園施設設置許可の期間とする。ただし、公園施設設置許可が取り消された場合は、取り消しの日までとする。

(協議)

第6条 本協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえで定めるものとする。

本協定成立の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれの記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
江戸川区長 斎藤 猛

乙